

家族の暮らしを応援します!!

令和7年度

佐渡市島留学生生活支援金

1家族月1万円を予算の範囲内で補助します

補助金額・期間

1家族月1万円を最長3年間

対象者

＜次のいずれも該当するもの＞

1. 市外に居住していた者で、松ヶ崎小中学校または内海府小中学校の、島留学募集に申し込みをして認められた児童生徒の保護者であること。
2. 令和3年3月1日以降に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市に転入したものであること。
3. 松ヶ崎小中学校又は内海府小中学校に在籍しており、現に通学している子を養育する保護者であること。
4. 世帯に外国人を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第39号）に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

※ただし、入居者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・国の機関または地方公共団体の正規職員
- ・転勤・異動に伴う転入者
- ・市税の滞納がある方
- ・生活保護法による保護を受けている方

申請方法・提出書類

- ・申請書の提出
- ・誓約書兼同意書
- ・学校運営協議会が発行する証明書
（島留学による児童又は生徒であることを証明する書類）

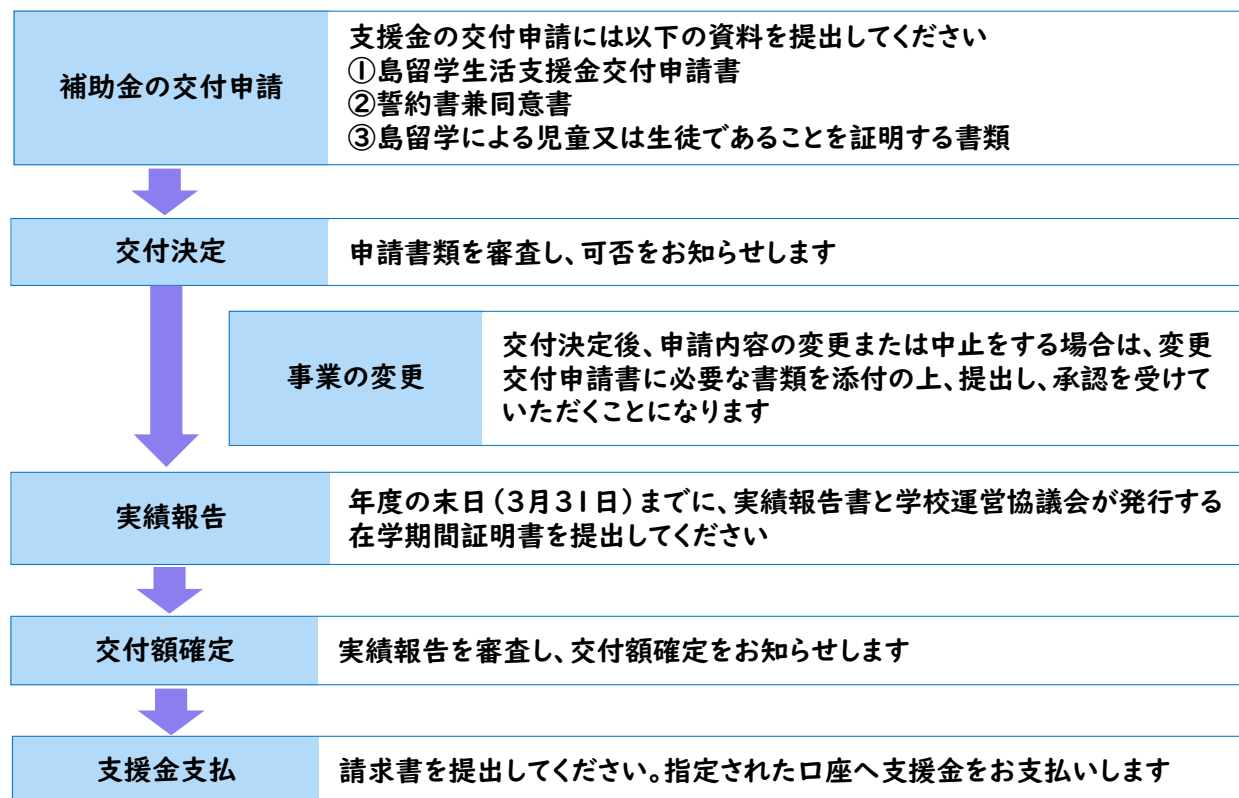
留意事項

次のいずれかに該当するときは、佐渡市島留学交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

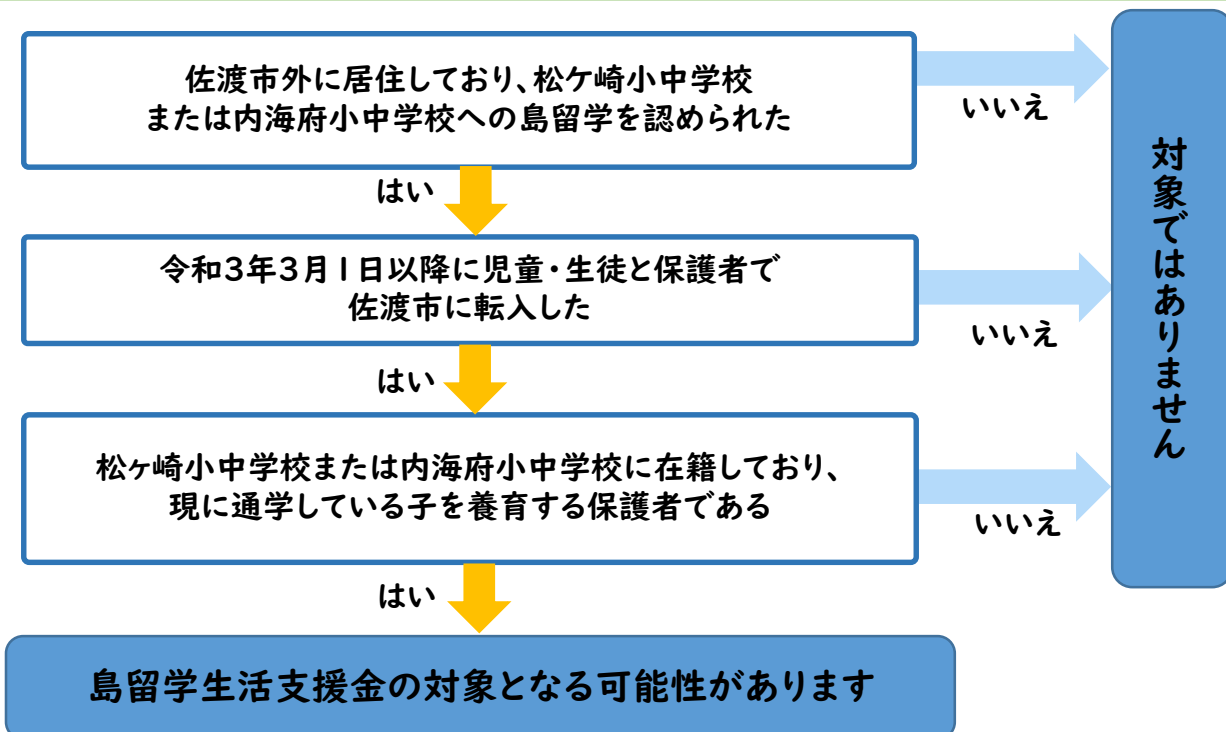
- (1) 市税を滞納したとき
- (2) 生活保護法による保護を受けたとき
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき



手続きの流れ



島留学生生活支援金受給フローチャート



お問合せは
こちら

さど ぐらし テラス TEL:080-2596-5371
Mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp
佐渡市役所移住交流推進課 TEL:0259-67-7153
Mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

